

消費者教育の体系的推進について(平成19年6月消費者政策部会とりまとめ)(概要)

消費者教育をめぐる状況

●消費者基本法(平成16年)

・消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

・国及び地方公共団体において「学校、地域、家庭、職域その他様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずる」

●消費者教育については、必ずしも十分な成果があがっていないのではないかと指摘

(背景)

・消費者トラブルの一層の複雑化・多様化

・学ぶべき内容についての共通認識の不在

・消費者教育に対する期待のより一層の高まり

消費者教育推進上の課題

(1)ライフステージ別の課題

- ①幼児期:適切な教材・その利用のための学習プログラムの充実が必要
- ②児童期:情報提供を効果的に行う場を構築することが必要
- ③少年期:生徒と社会の連携のためのコーディネート機能の充実が必要
- ④成人期:必要な情報を取得・共有・活用し相互に支援し合う体制が必要

(2)消費者教育の手段や基盤の整備

消費者教育を行う際に必要な手段や基盤について明確に認識し、整備していくことが重要

(3)消費者教育における各主体の取組みとコーディネート機能の強化

行政、消費者、事業者、消費者団体などの各主体が、自らの果たすべき役割を明確に認識しつつ、各主体間の連携・協力を図りながら消費者教育を積極的に推進していくことが重要。

また、各主体間の連携・協力を進めるためのコーディネート機能の強化が課題

消費者教育の体系的な推進のための方策

- ①幼児期:領域横断的で汎用的な教材の作成と普及、効果的な学習の機会を対象とした学習プログラムの構築 等
 - ②児童期:教材作成者と利用者の情報交換を可能とする双方向型情報提供のウェブサイトの構築、学校現場の需要に柔軟に対応できる教材や学習プログラムなどに関する情報提供の場の充実 等
 - ③少年期:事業者や消費者団体等の専門家と学校の連携による教育の担い手の多様化の促進、様々な分野の知見の集約とプログラムや教材の集積を兼ね備えたコーディネート場の充実 等
 - ④成人期:成人の多様性や加齢等に伴う主体の変化に応じた消費者教育の展開、消費者と消費者教育を実施する主体間の相互支援とコーディネートの仕組みの充実 等
- ①教育の担い手:消費者教育の担い手の育成のためのプログラムを策定し、それに沿って講師の育成を行うこと 等
 - ②教材:ライフステージの特徴に対応した効果的な教材を効率的に作成し、幅広い普及を図る 等
 - ③情報の集約・発信:必要な教材やその他の消費者教育に関する情報が容易に入手可能になるポータルサイトの整備
- ①行政:消費者教育が積極的に実施されるような学習指導要領の見直しの検討。消費者教育実施のための手段や基盤の整備を行うこと。教育部門と消費者部門の必要な連携、様々な主体間の連携・協力を支援するためのコーディネート機能の強化に取り組むこと
 - ②消費者:自ら消費者教育を積極的に受けるとともに、消費者教育の担い手としての役割も自覚し、積極的に取り組むこと
 - ③事業者:教材の作成や講師派遣などを通じ、消費者教育に貢献すること。消費者団体等に対し、積極的な支援を行うこと
 - ④NPOなど:団体独自の観点から、消費者教育実施のための基盤整備に貢献すること